

検証・浦和電車区事件の真実 要約版10号 (No.46~50)

民主化闘争情報 [号外] 2008年9月18日発行 日本鉄道労働組合連合会 (JR連合)

被害者 Y氏がJR東日本への復職を決意！

2007年8月30日、浦和電車区事件の被告6名(1名はすでに退職)を懲戒解雇したことを契機に、JR東日本はJR東労組に毅然と対応するようになってきた。11月1日、小倉常務(当時)は大宮支社管内の職場での挨拶で浦和電車区事件に触れ、「処分を出さなければ社会一般からみれば異常な会社だと言われてしまう。今、この処分に対する取り組みがあるようだが、社長に対して異を唱えるといった取り組みをする以上は覚悟してやってもらいたい」と述べた。JR東労組は、この発言が不当労働行為だとして、2008年6月5日に東京都労働委員会に救済申し立てを行った。

Y氏の復職裁判の審理は着々と進む

2007年12月6日、Y氏(当該事件被害者)は、JR東日本を相手に、復職を求める民事訴訟を東京地裁に起こした。審理は、2008年1月24日から始まったが、会社は答弁書で「当時原告(Y氏)が本件強要行動によって精神的肉体的に追い詰められていたことは認める」「分会の組合員らが原告に対して言葉による攻撃を加え、東労組を脱退し被告を退職するよう圧力をかけていたことは認識していた」などと述べ、事実経過を概ね認めた。その後の審理でも、裁判所は「争点はかなり限定的である」との見解を示し、和解を示唆するという動向になっており、裁判の終結は着実に近づいている。

懲戒解雇無効を求める訴訟で全面对決する会社とJR東労組

一方、懲戒解雇された被告6名が提訴した処分無効を求める民事訴訟に対して、JR東日本は「仮に、Yに非があり、東労組から脱退させるべきと考えたとしても、組合規約に基づく除名の手続きがあるにも拘わらず、多数でYに対し、害悪を告知して脱退、退職を強要したことは到底許されるものではない」などの趣旨の主張をして、処分の正当性を訴えている。

一方、東京地裁一審で被告7名全員が有罪判決となった刑事裁判は、2008年3月31日、被告側弁護団が東京高裁に「控訴趣意書」を提出するとともに、6月26日には「控訴補充書」を提出し、「被告人らの諸行動は、組合の団結を守るための行為そのものであり、正当な労働組合活動である」などと主張している。

刑事裁判は、この秋から控訴審が開始されるが、東京高裁でも被告らの行為が断罪されるのは間違いない。彼らが行ったことは、人間の尊厳を否定し人生を破壊する犯罪なのである。

シリーズ第46号~第50号の経過

2007年	9月26日	Y氏が代理人を通じてJR東日本に会社復職を意思表示する「通知書」を送付【No.48参照】
	10月19日	JR東日本が「通知書」に対する回答書をY氏代理人に送付【No.48参照】
	12月6日	Y氏が復職を求める民事訴訟を東京地裁に提起【No.48参照】
2008年	1月24日	東京地裁でY氏復職裁判の審理が開始【No.48参照】
	3月31日	浦和電車区事件被告弁護団が東京高裁に「控訴趣意書」を提出【No.49参照】
	6月26日	浦和電車区事件被告弁護団が東京高裁に「控訴補充書」を提出【No.49参照】